平成２６年（フ）第５３号
沖縄県那覇市長田２丁目４番５号　大徳アパート201
債務者　比嘉惠美子
1　決定年月日時　平成26年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第６０７２号
大阪府寝屋川市三井南町４番26号
債務者　伊東　準一
1　決定年月日時　平成26年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第６９１号
大阪府東大阪市吉田７丁目１番16号　ニッシンハイツ203号
債務者　フジ塗装こと　計倉　康弘
1　決定年月日時　平成26年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第８５８号
大阪市天王寺区空清町11番20号グレイシアス上町台203号
債務者　洋食刻輪こと　河瀬　健一
1　決定年月日時　平成26年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第９３０号
大阪市平野区喜連２丁目６番10―308号
債務者　橋本　尚美
1　決定年月日時　平成26年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第９８６号
大阪市西成区花園南２丁目８番28―1207号
債務者　くればわかること　井上　良子
1　決定年月日時　平成26年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１００９号
大阪市東淀川区豊新２丁目13番２―903号
債務者　山内義満こと　山内　教充
1　決定年月日時　平成26年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１０１０号
大阪市東淀川区豊新２丁目13番２―903号
債務者　山内すみ子こと　山内　澄子
1　決定年月日時　平成26年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１０４７号
大阪市西成区千本南１丁目18番10号　レオパレスＴＡＢＡＴＡパーク206号室、前住所三重県伊勢市大湊町264番地102
債務者　西村　俊之
1　決定年月日時　平成26年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１０６６号
大阪府東大阪市鴻池町１―18―10―206、住民票上の住所大阪府東大阪市鴻池徳庵町２番15―113号
債務者　門西　達士
1　決定年月日時　平成26年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１１５０号
大阪府摂津市東正雀17番９―406号サニーハイツ
債務者　上田　美加
1　決定年月日時　平成26年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１１５２号
大阪府高槻市如是町３番４号　宮地文化101号、前住所大阪府高槻市津之江町１丁目８番５号
債務者　中西　　均
1　決定年月日時　平成26年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１１５６号
大阪府吹田市佐井寺１丁目15番２号
債務者　桃山こと上田奈緒こと　上田なをみ
1　決定年月日時　平成26年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第８０号
函館市西旭岡町３丁目49番地３
債務者　工藤　美保
1　決定年月日時　平成26年３月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月15日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第１５号
和歌山県西牟婁郡白浜町安宅472番地の８安宅団地２棟３号室
債務者　竹田　文子（旧姓坂口）
1　決定年月日時　平成26年３月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月15日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２６年（フ）第８号
広島県安芸高田市美土里町生田1722番地１、住民票上の住所広島県安芸高田市美土里町本郷6588番地１
債務者　後藤　澄子
1　決定年月日時　平成26年３月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月16日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２６年（フ）第１５号
千葉県八街市沖1180番地16
債務者　永峯　佳二
1　決定年月日時　平成26年３月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
千葉地方裁判所佐倉支部